

鹿児島県公報

令和4年5月20日（金）第312号の2

一般競争入札公告（管財課扱い）分

県庁舎構内交換電話設備賃貸借一式に係る入札説明書

（内訳）

- ・ 入札説明書
- ・ 要求仕様書
- ・ 機能等証明書
- ・ 契約書（案）

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県出納局管財課

電話番号 099-286-3803

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式（内訳は要求仕様書のとおり）
- (2) 借入物品の特質等
要求仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和5年2月17日（金）
- (4) 納入場所
要求仕様書のとおり
- (5) 借入期間
令和5年3月1日から令和12年2月28日まで

この契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格（電話交換設備賃貸業務）を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 所定の機能等証明書を令和4年6月14日（火）午後3時までに3の(3)の提出場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
なお、審査の結果は、令和4年6月22日（水）までに書面及び電話により通知する。

3 入札の方法等

- (1) 入札金額
入札金額は1の(5)に示す借入期間の借入代金で行う。（「入札書作成見本」参照）
- (2) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
- (4) 入札書の提出方法
(3)の提出場所に持参するか又は郵便若しくは信書便（配達を証明することができる郵便又は信

書便とし、提出期限内に必着すること。)により提出すること。

ア 入札書を直接提出する場合

入札書を封筒に入れ密封し、その封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年6月30日開封（県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式）の入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵便又は信書便により入札書を提出する場合

二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒には「令和4年6月30日開封（県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式）の入札書在中」と朱書きすること。

(5) 入札書の提出期限

令和4年6月29日（水）午後5時15分（郵送の場合は同期限までに必着のこと）

(6) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年6月30日（木）午前10時

イ 場 所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

ウ 開札立会者 鹿児島県出納局管財課

4 契約条項を示す場所及び期限

(1) 場 所 鹿児島県ホームページ及び3の(3)に同じ。

(2) 現地説明 令和4年6月8日（水）午後2時（納入場所等の案内）

※ 希望者のみに説明を行うので、希望者は前日の午後3時までに電話又はファックスで申し込むこと。

(3) 期 限 令和4年6月14日（火）午後3時

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、別紙、「入札保証金納付書」により、入札保証金の納付期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は入札終了後還付する。ただし、落札者には契約締結後還付する。

ア 入札保証金の納付方法

(ア) 現金

(イ) 政府の保証のある債権

(ウ) 契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払い保証をした小切手。

(エ) 契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形。

(オ) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

イ 入札保証金の納付期限及び場所

- (ア) 納付期限 令和4年6月30日（木） 午前9時
- (イ) 納付場所 鹿児島県出納局管財課
鹿児島市鴨池新町10番1号

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約保証金の納付方法

- (ア) 現金
- (イ) 政府の保証のある債権
- (ウ) 契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払い保証をした小切手。
- (エ) 契約担当者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形。
- (オ) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

イ 契約保証金の納付期限及び場所

- (ア) 納付期限 別途指定した日時
- (イ) 納付場所 鹿児島県出納局管財課
鹿児島市鴨池新町10番1号

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 異議の申し立て

入札した者は、入札後に入札説明書及び仕様書等についての疑義、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-3803

ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) 入札説明書や要求仕様書等、その他今回の入札について不明な点や意見等があった場合には、3の(3)の場所に令和4年6月14日午後3時までに、別添「質疑書」を参考にして文書により質疑すること。

なお、質疑事項については取りまとめの上、入札説明書の交付を受けた者に対し、電子メールまたは電話、ファックスにて回答する。

- (2) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになるので、その旨理解の上入札に参加すること。
- (3) この契約は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

入 札 書

一 金

円也

入 札 名

県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者 鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

㊞

代理人住 所

氏 名

㊞

(注) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 ㊞

要 求 仕 様 書

入札件名 : 県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式

借入物品等	<p>県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式</p> <p>借入物品等は4に定める仕様を満たすものとする。</p> <p>借入費用には設備の設置, 試験調整及び撤去処分並びに保守など一切の費用を含むものとする。</p>
借入期間	令和5年3月1日～令和12年2月28日
条件	<p>1 納入場所</p> <p>鹿児島市鴨池新町10番1号</p> <p>鹿児島県庁 行政庁舎 4階電話交換機室他</p> <p>2 納入完了期限</p> <p>令和5年2月17日(金)</p> <p>3 県庁舎構内交換電話設備賃貸借の概要</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>4 仕様</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>(2) 設置工事等</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>(3) 保守(メンテナンス)等</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>(4) 機能等証明書</p> <p>別紙5のとおり</p> <p>4 支払方法</p> <p>契約金額を契約月数で除した金額を毎月1回ずつ支払う。</p> <p>5 期間満了後の物件の取り扱い</p> <p>無償譲り受けとする。</p> <p>6 機器等の損害保険は貸主の責任と費用負担で加入すること。</p>

県庁舎構内交換電話設備貸借 一式 仕様書

令和4年4月

鹿児島県

別紙 1 県庁舎構内交換電話設備賃貸借の概要について

1. 目的

鹿児島県（以下「甲」という。）と、落札業者（以下「乙」という。）との間で契約する「県庁舎構内交換電話設備」について定めたものである。

当設備は、本庁と県民、市町村、地域振興局等の各出先機関等や県外とを音声及びファクシミリによる通信を可能にすることを目的とする。

また、支庁及び地域振興局等と連携しているため機器更新後も従来どおりに運用できるものとする。

機器選定や構成は、既存環境（災害時優先電話、内線延長、庁内他ネットワーク機器との接続等）を十分考慮した機器を選定し、操作に係る業務の変更等を最小限に抑えること。

機器更新の時期については、通信量が少ない日時（閉庁日の夜間等）としたうえで、通信不通時間は極力短時間（最小回数・最小時間）で行うこと。

なお、行政情報ネットワークを利用した IP 通信による接続は、県庁から支庁及び地域振興局との接続を行えるものとする。

既設別途システム（「3（2）更新範囲」参照）

- ・ 防災中継交換機（富士通製）
- ・ 震度情報端末装置
- ・ 交換機用整流器蓄電池

2. 適用範囲

(1) 乙が行う機器等の設計、製作、検査、運搬、据付調整及び付帯工事並びに各関係機関等への申請、届出、検査受験、運用等に適用する。

(2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び仕様書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

(3) 乙は、着手前に仕様書に基づき、関係機器の製作図、施工図を作成し、甲の承諾を受けなければならない。

3. 更新内容

県庁舎構内交換機電話設備一式の更新を行う。

更新機器は下記のとおりとし、機器仕様は、別紙2によるものとする。

(1) 更新機器

別紙 2-1 仕様のとおり。

配線は原則として既設流用とするが、配置変更による配線作業は本工事に含む。

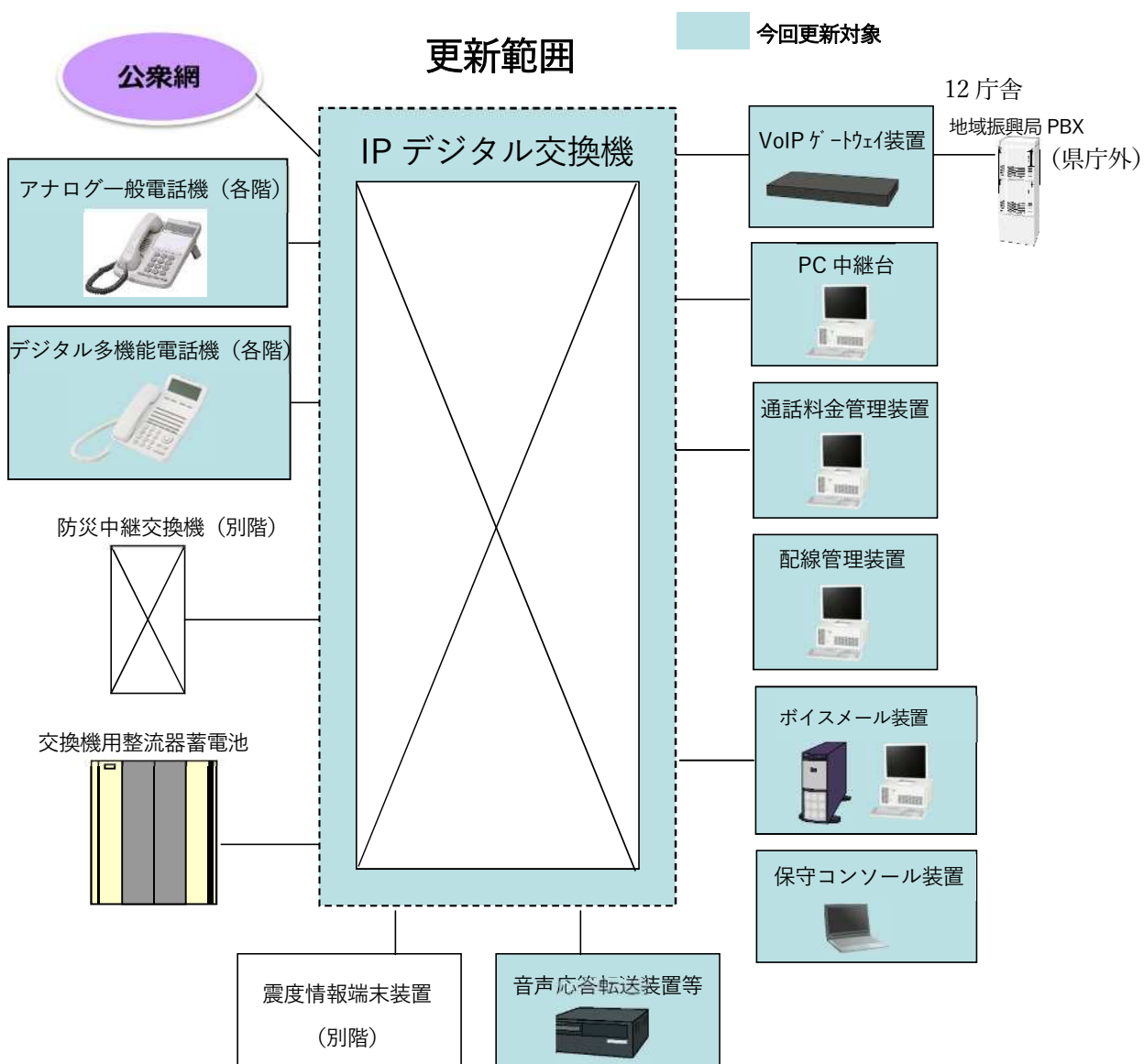
再利用可能な多機能電話については、原則として流用すること。

なお、既設の電話機等が導入する電話交換機設備と接続できない等、互換性が確保できない場合、落札者負担において電話機等（既設と同等品に限る。）を購入し、入れ替えて対応すること。

そのほか機器更新にあたり、電話機等の操作や機能などの取扱説明書を作成すること。

特に、中継台の操作については、業務に支障が無いよう要約された取扱説明書を作成し、職員に取り扱い説明を実施すること。

(2) 更新範囲



4. 施工場所

施工場所は、以下のとおりとする。

鹿児島県庁 4 階電話交換機室他
鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

5. 納入期限

令和 5 年 2 月 17 日 (金) まで

6. 現地調査

乙は、完成後の運用に支障をきたさないよう努め、着工にあたりあらかじめ現地調査を行うこと。なお、施工前に既設電話交換設備の保守業者及びその他接続設備の保守業者と十分協議を行い、運用保守業務に支障がないよう実施し、発生する費用については乙の負担とする。

7. 設計条件

製造による各機器の設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 信頼性を重視し、長期にわたり安定して動作する装置であること。
- (2) システムの中核制御部及び電源部は、二重化構成すること。
- (3) 本装置は災害を考慮した安全設計（耐震・避雷対策など）であること。
- (4) 保守点検が容易に行えるよう考慮されていること。
- (5) 1つの故障、誤動作が他の装置に損傷を与えない安全な設計であること。

8. 設置等条件

設置及び配置に関する条件は、次のとおりとする。

- (1) 原則、可能な限り電話通信状態を継続すること。ただし、新旧機器の切り替え作業時はこの限りでないが、時期については管財課担当者の承諾を得ること。
- (2) 更新に伴う試験調整は、適時行うものとする。
- (3) 設備機器の設置には、水平移動や転倒事故を防止できるよう処置を施すこと。
- (4) 更新作業にあたり、既設設備の操作などについては、必要により既設装置のメーカーと協議し、状況に応じて既設メーカーの立会い等を依頼するなどの対策を講じること。
- (5) 電話交換機室内は、スペースが限られているため担当者と協議のうえ、新設機器や存置機器の配置を十分検討し、将来の維持管理も考慮した配置とすること。

また、蓄電池設備は既設使用であるが、将来別途工事にて既設同設備を撤去・更新する予定であるので、将来更新時の作業範囲を考慮すること。

- (6) 新設電話交換機の設置場所は、既存と同一（電話交換機室内：OAフロア）とする。
- (7) 新設付帯機器は、原則既設機器と同一箇所での更新を予定しているが、詳細は協議により決定する。（別添「現況図」図面参照）

9. 指示及び承諾

仕様書に定める事項に関する指示及び承諾を受ける場合は、書面をもって行わなければならない。ただし、急を要するもの及び軽微な事項については、この限りではない。

10. 報告等

- (1) 仕様書に定める事項に関する報告及び記録は、文書、図面及び写真をもって行わなければならない。
- (2) 乙は、施工中に事故が発生した場合には、直ちに管財課に報告するとともに、その指示に従うものとする。

11. 銘板

機器には、名称、型式、製造者名、製造番号、製造年月等を表示し、調整箇所、接続箇所、他必要な主要部品に用途表示等を行い、必要により色分けするものとする。

別紙2 機器仕様について

設置する設備機器は、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料等を提出すること。

電話交換機は、現行品（販売終息品でないもの）とし、賃貸借期間終了までメーカーの保守サポート（部品・修理対応）を受けられるものとする。

第1章 電話交換機仕様

1. 1 基本仕様

(1) トラフィック条件

基準内線呼量 6.0HCS 以上

(2) 制御方式

蓄積プログラム制御方式

(3) 処理方式

分散制御方式

(4) 通話路方式

TD スイッチ接続 時分割 PCM 方式

IP スイッチ接続 RTP (Real-time Transfer Protocol) : G711, G729a

(5) 冗長構成

二重化（電源部・制御部）

(6) 本体構造方式

自立キャビネット形式固定架構造

(7) 保守コンソール方式

パソコンを使用したコンソール方式

(8) 使用端末（配線は既設流用）

多機能電話機

多機能電話機（停電対応品）

一般電話機

アナログ回線端末

(9) 電源装置（既設流用）

整流器 出力 DC48V

蓄電池 MSE-500 25セル, MSE-300 25セル

(10) ダイヤル条件

回転ダイヤル PB 信号 0～9 , * , #

但し、*、#に於いてはダイヤルによるトランク補足が可能であること。

なお、短縮ダイヤルの設定については、事前に管財課担当者と協議すること。

(11) 線路条件

既設電話機の線路条件による

項目	諸元		備考
	DP 電話機	PB 電話機	
接続線数/1 端末	1 ペア(2W)/端末		
最大ループ抵抗値	1200Ω以下	800Ω以下	電話機抵抗含む
最低絶縁抵抗値	20KΩ以上	20KΩ以上	
ダイヤル条件	DP 10/20pps	PB	

(12) 局線線路条件

局交換機の条件に従う

1. 2 環境条件

(1) 温湿度条件

(ア) 温度条件 5~40°C

(イ) 湿度条件 20~80%RH (非結露)

(2) 電源条件

交換機電源 直流：-43V ~ -56V

(3) 耐震強度

主要装置単体として震度 6 相当以上の耐震強度を有すること。

(4) 冷却方式

強制空冷

1. 3 番号計画

既設交換機に準じ以下のとおりとする。

レベル	番号形態	種別	備考
0	0-相手先電話番号	局線発信 (LCR)	
1 1 X	1 1 0	衛視室 3811 呼出	特番変換
	1 1 2	中継台発信試験用	
	1 1 3	電話保守室 3870 呼出	特番変換
	1 1 4	可変不在転送登録	サービス機能
	1 1 5	可変不在転送解除	サービス機能
	1 1 6	中継台呼出	

	1 1 7	内線キャンプオン登録解除	サービス機能
	1 1 9	中央監視室 3867 呼出	特番変換
1 X	1 2	コールピックアップ機能	サービス機能
	1 4	簡易転送応答	サービス機能
	1 6 8	音声用メールアクセス	
	1 7	可変短縮ダイヤル登録	
1 XX	1 8 1	音声メールアクセス 4925	特番変換

レベル	番号形態	種別	備考
	1 9 0	音声用メールアクセス	
2	2 XXX	内線番号	
3	3 XXX	内線番号	
4	4 XXX	内線番号	
5	5 XXX	内線番号	
6	6 XXX	内線番号	
7	7 -XXX-XXXX	IP 内線発信	県行政情報ネットワーク
8	8 -XXX-XXXX	防災無線発信	県防災ネットワーク
9	9 -市外局番	IP 局線発信	光 IP 電話用
*	* XXX	固定短縮ダイヤル発信	サービス機能
#	# XXX	可変短縮ダイヤル発信	サービス機能

1. 4 収容回線数

回線種別	現用	実装*	最大容量*	用途及び備考
(局線回路)			4000 回線	
INS-1500	6 回線	9 回線		ダイヤルイン回線, 発信回線用 ダイヤルイン契約 (現契約 1200) * 将来契約 1600 程度予定
	2 回線	3 回線		危機管理防災局震度情報システム用
アナログ局線	60 回線	80 回線		以下のとおり
	(40 回線)			中継台用アナログ局線
	(11 回線)			災害対策課用ダイヤルイン
	(1 回線)			総務事務センター用ダイヤルイン
	(8 回線)			光 IP 電話用
回線種別	現用	実装*	最大容量*	用途及び備考
(内線回路)			14000 回線	

アナログ内線	489 回線	640 回線		以下のとおり
	(371 回線)			アナログ一般電話機用 内線 FAX 用 (回線のみ)
	(40 回線)			ボイスメール用 (回線のみ)
	(36 回線)			震度情報端末 (回線のみ)
	(10 回線)			ビジネスホン収容 (回線のみ)
	(14 回線)			内線延長 (長距離内線) 先等
	(18 回線)			県警本部専用(回線のみ)
デジタル内線	2096 回線	2500 回線		以下のとおり
	(2022 回線)			多機能電話機用内線
	(71 回線)			仮想内線等用等
回線種別	現用	実装*	最大容量*	用途及び備考
(中継線回路等)			-	
デジタル中継線	120 回線	150 回線		防災無線中継交換機接続用
	150 回線	180 回線		音声 IP ネットワーク GW 接続用
局線中継台制御用品	5 回線	6 回線		中継台用
非常時局線切り替え	16 回線	16 回線		停電電話切り替え
夜間切替トランク	5 回線	16 回線		夜間トーカー装置切り替え用
PB 信号受信回線	24 回線	48 回線		ダイヤルイン用
外部保留音接続用品	1 式	1 式		外部保留音接続装置用
クロックセレクト用品	2 式	2 式		INS1500 クロック抽出用

* 実装及び最大容量数は、上記記載数以上とすること。

1. 5 インターフェース条件

(1) デジタル内線 (多機能電話機)

本インターフェースは、内線 (デジタル) 及び仮想内線制御を行う操作部との接続に適用する。

(2) アナログ内線 (一般電話機)

本インターフェースは、内線 (アナログ) との接続に適用する。

(3) 2M デジタルトランク

本インターフェースは、既設県防災行政無線用中継交換機との接続及び既設行政情報ネットワークとの接続に適用する。

仕様 (規格) は、TTC 標準 JJ-20.10, 20.11, 20.12 に準拠のこと。

1. 6 その他交換機内収容機器（必要数）

（1）夜間切り替え用品

夜間切り替え用

（2）ミキサートランク用品

中継台接続用

（3）サービストラंक用品

スピーカページング， トーキー， 通話録音用

（4）デジタルトーキートランク用品

話中， 空き内線ダイヤル時， 中継線／局線話中時アナウンス用

（5）システム監視制御用品

システムの状態表示の外部表示用

（6）話中表示インターフェース用品

アラーム情報の外部出力用

1. 7 ソフトウェア

（1）OS

基本制御プログラム

※定期的な更新（アップグレード費等）が必要としないシステムであること。

（2）基本サービス

内線 14,000 回線以上を制御可能であること

（ア）基本サービス条件

転送， 保留， 内線代表（グループ数任意）， ピックアップ（グループ数任意）， 可変短縮ダイヤル（20 宛先以上／内線）， 固定短縮ダイヤル（1000 宛先／システム）を含む電話サービスを提供可能なこと。

（イ）その他一般機能

- ・ 内線代表（着信呼種別）着信呼により， 代表機能を実行可否の設定ができること。
- ・ ピックアップ応答において， 特番操作による応答の規制ができること。
- ・ 通話中内線のグループ内へのフッキング+特番にて転送ができること。
- ・ 送受話器をあげるだけで中継線経由で特定多局内線を呼出ができること。
- ・ 相手内線話中時に任意の 1 数字ダイヤルで他内線を呼出ができること。
- ・ 内線， 局線， 中継線通話中内線に， フッキング+特番で割込みができること。
- ・ 指定された内線呼の日時， 発側の情報を通話課金装置の機能を利用し取得ができること。
- ・ LAN 接続（FTP 等）を利用したシステムファイルのローディング， 運転ファイルバックアップ， 掃出しファイルの転送ができること。

- (ウ) 幹部秘書電話サービス
秘書（１台）から幹部（１台または複数）間の電話取次，転送サービスを提供
電話機登録台数 １００台
(知事室，副知事室，議長室，副議長室，部長室，次長室他)
- (エ) LCR サービス
NCC 網への各種アクセスサービス
- (オ) 二重化運転制御サービス
交換機本体装置冗長化用
- (カ) IP 制御サービス
GW 等 IP 制御用
- (キ) ISDN 統合サービス
局線・内線・中継線サービス用
ISDN 基本サービス，ISDN 中継線機能含む
- (ク) システムコンソールサービス
システムコンソール接続用
- (ケ) 課金管理サービス
通話料金管理装置用
詳細課金サービス，管理情報出力サービス機能含む。

1. 8 中継線サービス仕様

- (1) トールダイヤル接続（既設県防災中継交換機経由）
新設電話交換機（PBX）収容内線（ファクシミリを含む）より，各地域振興局及び支庁の防災無線中継交換機に収容される防災専用電話機，統制台，副統制台，全県移動統制台（移動無線基地局）を多重無線回線，衛星回線を使用して相互接続できること。
- (2) トールダイヤル接続（VoIP 音声ネットワーク）
新設電話交換機（PBX）収容内線（ファクシミリを含む）より，音声ネットワーク配下の地域振興局内交換機の内線と相互接続できること。

1. 9 通話料金管理機能

新設電話交換機に接続する通話料金管理装置により庁内内線の局線及び中継線の利用状態を内線単位，グループ，課，部単位にて集計，出力できること。

第2章 付帯機器仕様及び予備品・付属品

2. 1 電話機

(1) 多機能電話機

- (ア) 多機能ボタン可変 18 以上, 固定機能ボタン 4 以上
- (イ) ディスプレイ表示は全角 20 文字以上
- (ウ) 着信及び発信履歴表示
- (エ) 納入時, 短縮ダイヤルなどの登録を行うこと
- (オ) 停電対応機能 (対応機種のみ)

(2) 一般電話機

- (ア) PB 信号を送信できること

2. 2 警報表示盤 (4 灯式以上)

障害発生時には, 重障害 (MJ) と軽障害 (MN) 他障害発生及び発生部位を示す表示を行うと共にブザーも鳴動させること。キー操作でブザー音を停止できること。

(表示項目)

重要障害・普通障害・整流器障害・予備

2. 3 中継台 (専用中継台または PC 中継台)

(1) 構造 デスクトップ型 FA パソコン (24 時間モデル) または専用筐体

(2) 機能

- (ア) 完全着信順応答
- (イ) 即時依頼発信
- (ウ) キャンプオンビジー(電話扱者が局線着信を内線に転送するとき, 内線が話中の場合 キャンプオン登録することにより, 話中内線がフックダウンすると自動的に内線呼び出し局線と接続すること)
- (エ) 内線話中割り込み
- (オ) 局線指定接続
- (カ) 台間転送・連絡
- (キ) オートリコール (キャンプオンビジー, 保留で一定時間以上応答または終話しない場合, 中継台に再呼表示ができること)
- (ク) 通話料金表示 (内線からの局線依頼発信において, 扱者の操作により内線一局線の通話を監視し, 終話時扱者の操作により中継台のディスプレイにその通話料金を表示できること)
- (ケ) 積滞呼表示
- (コ) 内線群の話中状況がディスプレイに表示できる機能

- (サ) 内線番号表示
 - (シ) 局線番号表示
 - (ス) 通話録音がどの中継台からもできること
 - (セ) リセットシフトコール
 - (ソ) ハウラ音手動送出機能
 - (タ) ページング機能に対応できること
- (3) その他 ヘッドセット、付属品一式含む
 PC中継台については、別途機材（ディスプレイ、キーボード、マウス等）含む
- ※ 電話交換手の中継台を利用して電話交換業務を行うのに支障が無い習熟度に達するまでの期間、中継台の取り扱い方法等についてサポートする人材を派遣する等の配慮を行うこと。

2. 4 通話料金管理装置

- (1) 構造 デスクトップ型 FA パソコン（24 時間モデル）
 OS：Windows 10 IoT Enterprise 2019 LTSC（64bit）、CPU：インテルプロセッサー3.6GHz 以上、メモリ：8GB 以上、ストレージ：SSD 256GB（RAID1）以上
- (2) 機能 新設電話交換機に收容する局線、中継線回線の利用状況を3年以上蓄積可能とし、回線方路毎に月報、年報等指定する期間で集計可能とし、外部メディア（CD、DVD等）に保存可能なものとする。
- (3) その他 ソフトウェア、ディスプレイ、キーボード、マウス、出力用ページプリンタ等含む。

2. 5 ボイスメール装置

- (1) 構造 サーバー及びデスクトップ型パソコン
- (2) 機能
 - (ア) 一斉同報機能（音声）
 - (イ) 自動受信 音声応答機能
 - (ウ) デジタルデータ（CSV ファイル等）へのファイル変換機能
 - (エ) ナンバーディスプレイ受信可能
 - (オ) 一斉同報 グループ分け登録/変更
 - (カ) 相手先データ管理機能
 - (キ) ダイアルインによる受信データ振分け可能
 - (ク) 庁舎内所属課（16課以上）
 - (ケ) 音声同報・・・24グループ340宛先以上
- (3) その他 回線接続機器、ソフトウェア、ディスプレイ、キーボード、マウス、出力用ペ

ージプリンタ等 含む。

2. 6 配線管理装置

(1) 構造 デスクトップ型パソコン

OS：Windows 10 Pro (64bit), CPU：インテルプロセッサ3.0GHz 以上, メモリ：8GB 以上, ストレージ：SSD 256GB 以上, Microsoft Office Professional

(2) 機能 県庁舎内電話配線情報を管理するものとする。

(ア) 端子盤台帳管理

- ・IDF の検索機能
- ・端末接続/撤去/移動機能
- ・ジャンパ接続/撤去機能
- ・接続経路参照機能
- ・管理台帳の印刷出力機能
- ・系統図の参照機能
- ・故障登録/復旧, 予約/解除機能

(イ) 構内側 MDF 管理

- ・構内側 MDF 端子の検索機能
- ・端末接続/撤去機能
- ・ジャンパ接続/撤去機能
- ・接続経路参照機能
- ・管理台帳の印刷出力機能
- ・故障登録/復旧, 予約/解除機能

(ウ) 局側 MDF 管理

- ・局側 MDF 端子の検索機能
- ・ジャンパ接続/撤去機能
- ・接続経路参照機能
- ・管理台帳の印刷出力機能
- ・故障登録/復旧, 予約/解除機能

(エ) PBX in 側管理

- ・PBXin 側端子の検索機能
- ・接続経路図の参照機能
- ・管理台帳の印刷出力機能
- ・故障登録/復旧, 予約/解除機能

(オ) PBX out 側管理

- ・PBXout 側端子の検索機能
- ・管理台帳の印刷出力機能

- ・故障登録/復旧, 予約/解除機能
- (カ) 執務室内 (ゾーンボックス) の配線位置図

- ・ゾーンボックスの配線位置参照機能
- ・管理台帳の印刷出力機能

(3) その他

ソフトウェア, ディスプレイ, キーボード, マウス, 出力用ページプリンタ等含む

※ 既設配線管理装置のデータを新設配線管理装置に移行すること。

2. 7 保守コンソール装置

(1) 構造 ノート型パソコン

(2) 機能

- (ア) 局データ管理
- (イ) サービスデータ管理
- (ウ) トランクメークビジー
- (エ) 障害データ出力
- (オ) 簡易トラフィック測定 (方路指定, 時間指定の利用回数測定)
- (カ) 稼働状態出力

(3) その他 ソフトウェア, マウス, 出力用ページプリンタ等含む

2. 8 通話録音装置 (現用は PC 中継台に内蔵)

(1) 構造 専用筐体または, PC 中継台内蔵可

(2) 機能

中継台で利用するアナログ局線 60 回線を収容可能とし, 中継台における通話を自動録音する。録音されたデータは, 検索が再生可能なものとし, DVD 等によるデータのバックアップ, 保存が可能であるものとする。

なお, PC 中継台に内蔵する場合は, PC 中継台の機能を利用及び音声データサーバーを別途設置し, 録音装置とすることができる。

2. 9 障害自動通報装置 (現用機種: タカコム ARS-800)

(1) 構造 専用筐体 (24 時間稼働できること)

(2) 機能

- (ア) 新設電話交換機障害発生時に登録された庁内内線及び外線, 携帯電話回線, メール等に通報する。
- (イ) 障害の受信ログ及び通報のログ, 応答状況のログの収集及び出力が可能であること。
- (ウ) 外線発信を 1 回線以上できるものとする。

2. 1 0 外部保留音送出装置（現用機種：タカコム DA-310）
- (1) 構造 専用筐体（24 時間稼働できること）
 - (2) 機能 新設電話交換機本体の外部保留音接続用品と接続し，県独自の保留音を保留時に送出する。
2. 1 1 音声応答転送装置（現用機種：タカコム IVR-2430）
- (1) 構造 専用筐体（24 時間稼働できること）
 - (2) 機能
 - (ア) 電話交換機本体と接続し，中継台が対応できるまでの間、音声案内ができること。
 - (イ) 事前に作成した案内メッセージで自動応答，パソコンによるメッセージ登録／切り替えやタイマー登録が可能であり，回線使用状況を自動集計，また，パソコンにてリアルタイムに確認ができること。
 - (ウ) 同時に 20 回線以上を自動応答できるものとする。
2. 1 2 夜間応答装置（現用機種：タカコム TS-U310）
- (1) 構造 専用筐体（24 時間稼働できること）
 - (2) 機能
 - (ア) 閉庁後の代表電話番号の着信に自動応答し県独自のメッセージを発信者へ送出する。
 - (イ) 同時に 5 回線以上を自動応答できるものとする。
(複数台の機器構成で同時に 5 回線以上を自動応答できる場合も可とする)
 - (3) その他 メッセージの作成・変更、自動応答設定を含む。
2. 1 3 スイッチング HUB
- (1) 構造 16 ポートスイッチング HUB（電源内蔵型）
 - (2) 機能 通話料金管理装置及び保守コンソール接続用，VoIP 装置用
 - (3) その他 取り付け金具等含む。
2. 1 4 VoIP サーバー（現用機種：富士通 RM10S SSM）
- (1) 構造 ラック搭載型
 - (2) 機能 局線数 450 回線，総内線数 450 回線収容，SIP 電話機(SS シリーズ)対応
内線トラフィック容量 6.0HCS
 - (3) その他 強制空冷，長寿命ファン，付金具等含む。
2. 1 5 VoIP ゲーウェイ装置（現用機種：富士通 Si-V735）
- (1) 構造 ラック搭載型
 - (2) 機能 VoIP(SIP, G.711 μ -Law / G.729A, G3 / スーパーG3, T.38), 音声 30 チャンネル

- (3) その他 D-sub15pin(JJ-20.11/12 TTC-2M), D-sub9pin(RS-232C), LAN(100BASE-TX), 取り付け金具等含む。

2. 1 6 MDF用品

- (1) 構造 8対切分モジュール(押し切り方式による端子台)
- (2) 機能 既設MDF端子台に設置し、既設交換機の2次側と新設電話交換機間にジャンパー敷設し、断線ペグにより、既設交換機と新設電話交換機間の輻輳を防ぐ。
既設交換機より新設電話交換機への切り替え時に、断線ペグを解除することにより、新設電話交換機の運用を開始する。

2. 1 7 予備品, 付属品

- (1) ランプ, ヒューズ, その他の消耗品等, メーカー既定の添付数量を原則とするが, 協議により, 決定した数量については, その数量を納入すること。
- (2) 中継台のヘッドセットは予備品として10セット納入すること。
- (3) 定期交換部品等については, 交換周期, 調達部品型式を事前に提示すること。

別紙 2 - 1 仕様

1. 基本仕様

本庁電話交換設備等

(1) 本庁電話交換機設備概要 (現用)

No.	本体	品名	型名	数量	更新内容等
1	電話交換機本体	(富士通製)		1 式	更新対象
No.	付帯機器	品名	型名	数量	更新内容等
1	電話機			1 式	
	・多機能電話機	(富士通製)		1377 台	更新対象
	・多機能電話機 停電対応品	(富士通製)		11 台	更新対象
	・一般電話機	(富士通製)		326 台	更新対象
	【再利用機器】				
	多機能電話機	(富士通製)	DG-station 等	706 台	既設流用
2	6 灯式警報表示盤	(富士通製)		1 式	更新対象
3	PC 中継台	(富士通製)		5 式	更新対象
4	通話料金管理装置	(富士通製)		1 式	更新対象
5	ボイスメール装置			1 式	更新対象
	FAX メール装置			1 式	撤去
6	配線管理装置	(富士通製)		1 式	更新対象
7	保守コンソール装置	(富士通製)		1 式	更新対象
8	通話録音装置		(PC 中継台内蔵)	1 式	更新対象
9	障害自動通報装置	(タカコム製)	ARS-800	1 台	更新対象
10	外部保留音送出装置	(タカコム製)	DA-310	1 台	更新対象
11	音声応答転送装置	(タカコム製)	IVR-2430	2 台	更新対象
12	夜間応答装置	(タカコム製)	TS-U310	1 台	更新対象
13	スイッチング HUB			3 台	更新対象
14	VoIP サーバー	(富士通製)	RM10S SSM	2 台	更新対象
15	VoIP ゲートウェイ装置	(富士通製)	Si-V735	5 台	更新対象
16	MDF 用品			1 式	一部改修
17	整流器		CRN48-250	2 台	既設流用
18	蓄電池			1 式	既設流用
19	アナログ回線端末		FAX 等	1 式	既設流用

(2) 更新機器

機器類とソフトウェアを導入する

No.	本体 品名	数量	備考
1	電話交換機本体	1 式	(ソフトウェア含む)
No.	付帯機器 品名	数量	備考
1	電話機	1 式	
	・多機能電話機	1677 台	(うち予備 300 台)
	・多機能電話機 停電対応品	13 台	(うち予備 2 台)
	・一般電話機	376 台	(うち予備 50 台)
	【再利用機器】 多機能電話機	(706 台)	既設流用
2	警報表示盤	1 式	4 灯以上
3	中継台	5 式	専用中継台または PC 中継台
4	通話料金管理装置	1 式	(ソフトウェア含む)
5	ボイスメール装置	1 式	(ソフトウェア含む)
	回線接続機器	1 式	
6	配線管理装置	1 式	(ソフトウェア含む)
7	保守コンソール装置	1 式	(ソフトウェア含む)
8	通話録音装置	1 式	(PC 中継台時は、内蔵可)
9	障害自動通報装置	1 式	
10	外部保留音送出装置	1 式	
11	音声応答転送装置	2 式	
12	夜間応答装置	1 式	
13	スイッチング HUB	3 式	
14	VoIP サーバー	2 式	
15	VoIP ゲートウェイ装置	5 式	
16	MDF 用品	1 式	一部改修
既設使用機器			
17	整流器	(2 台)	既設流用
18	蓄電池	(1 式)	既設流用
19	アナログ回線端末 FAX 等	(1 式)	既設流用

別紙3 設置工事等について

第1章 一般事項

1. 1 関係法令の遵守

本事業の実施にあたっては、次の関係法令及び規格（最新版）を遵守すること。

- (1) 電波法及びこれに基づく政令並びに省令等
- (2) 電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等
- (3) 日本産業規格（JIS）
- (4) 日本電気技術委員会規格（JESC）
- (5) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (6) 国際標準化機構（ISO）
- (7) 国際電信電話諮問委員会勧告（CCITT 勧告）
- (8) 国際電気標準会議規格（IEC）
- (9) 国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）
- (10) 電気用品取締施行令
- (11) 専用回線端末の技術的条件に関する規則
- (12) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (13) 建築基準法及びこれに基づく施行令
- (14) その他関係法令、条例規則及び規程並びに規格等

1. 2 関係官庁等への諸手続

- (1) 落札業者（以下「乙」）は、施工にあたり関係官庁及びその他の関係機関への申請及び届出等を、乙の責任と費用負担において、法令または仕様書等の定めにより実施しなければならない。
- (2) 乙は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した書面により事前に担当者と協議しなければならない。

1. 3 仕様書の質疑

乙は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、管財課担当者（以下「担当者」）と協議のうえ実施すること。

1. 4 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出のうえ、担当者の承諾を得ること。

また、本仕様書に記載のない事項がある場合でも、接続上必要となるものについては本契約

に含むものとする。

1. 5 作業管理

施工計画書に基づき実施した作業報告書を提出すること。

作業報告書の作成にあたり、実地作業や確認・留意事項など具体的な内容を記入すること。

1. 6 作業立会い

作業完了後、容易に点検できない部分の作業については、担当者の点検または立会いのもとに実施すること。ただし、やむを得ない事情により点検または立会いが不可能な場合は、写真の提出をもって代えることができる。

1. 7 安全管理

施工にあたり、「労働安全衛生規則」その他の関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努めること。

1. 8 監理を行う技術者

(1) 本事業に関する監理を行う技術者を選任すること。

(2) 監理を行う技術者は、電気通信事業法に基づく工事担任者資格の総合通信または、AI・DD 総合種の資格を有するものとし、現場に常駐させること。

(3) 監理を行う技術者は、作業に関する一切の事務を掌握し、担当者と密接な連携を保ち、進行の円滑化に努めなければならない。

(4) 監理を行う技術者は、施工品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするため、適正な施工体制の確保を図ること。

1. 9 守秘義務

本システムの構築にあつた本事業の固有のデータを扱うときは、そのデータの秘密の保護に留意すること。

1. 10 費用負担

電力、通信、光熱費等を必要とする場合は、甲と協議を行うこと。また、これらに要する経費は、原則乙の負担とする。

1. 11 検査

(1) 作業完了後、各設備の機能その他の検査を行い、これに合格しなければならない。

なお、特に担当者が必要と認めたもの検査方法については、個別に担当者と協議し、その際の検査の指示事項等で乙の責に帰するものについては速やかに措置すること。

- (2) 担当者の立会い検査を受けるものは、事前に試験成績書を提出すること。
- (3) 検査方法及び検査日時については、担当者の指示に従うこと。
- (4) 検査に必要な測定器等は、乙において準備すること。
- (5) 担当者が行う検査を受け、その合格をもって設置完了とすること。

1. 1 2 保証期間

甲は、賃貸借契約書第 3 条による検査合格を受けた日から 1 年以内に、明らかに乙の責めに帰する事故が発生した場合は、速やかに無償修理又は取替えさせることができる。

なお、重大事故に対しては、上記期間経過後であっても協議のうえ、無償修理又は取替えさせる場合がある。

1. 1 3 提出書類

(1) 着手前

監理を行う技術者通知書	1 部
工程表（実施工程表）	2 部
施工計画書	2 部
打合議事録	2 部
実施計画書	2 部
作業員名簿	1 部

(2) 作業期間中

打合議事録	2 部
作業報告書	1 部

(3) 作業終了後

完了通知書	1 部
完成図書	3 部

竣工図、試験成績書 機器配置図／配線図／フロアレイアウト図 機器シリアル番号一覧表 各機器の設定値／コンフィグファイル等 施工写真（作業前・施工中・施工後） 機器の取扱説明書 その他担当者により、指示された関係書類

* 完成図書は、電子化されたものも併せて提出すること。

1. 1 4 その他の留意事項

- (1) 機器等の設置場所及び接続方法、設定内容は、担当者の指示に従うこと。

- (2) 機器の操作, 取扱いに際して特に注意すべき事項があるものについては, 室内の見やすい場所に必要な事項を掲示すること。
- (3) 次の場合, あらかじめ担当者の承諾を得ること。
 - (ア) 下請業者に作業を委託する場合
 - (イ) 物品倉庫の仮設を必要とする場合
 - (ウ) 作業中に事故が生じ, その処置をする場合

第2章 設置について

2. 1 作業上の注意事項について

- (1) 事前に検討協議を行い、担当者の承諾を得ること。
- (2) 配管等で既設のものを利用する場合は、担当者との協議し、その指示に従うこと。
- (3) 作業用設備、器具などは、作業終了と同時に速やかに現場から搬出し、その現場をもとの状態に復し十分な清掃を行うこと。
- (4) 機材の運搬、その他施工にあたり、造形物等に損傷を与えた箇所は、担当者の指示に従い、速やかに原形に修復すること。
- (5) 作業において造形物の削り取り、穴あけ等を行う場合は、担当者の指示に従い、最小限度に加工し体裁よく修復すること。

2. 2 設置作業等について

- (1) 当県庁設備と同程度（内線数 2000 回線程度）の施工実績を有する者にて施工すること。
- (2) 落札決定後直ちに全体スケジュールを作成し提出すること。
運用しながら作業を行う必要があるため、試験調整までを含めた設置完了までのスケジュールを具体的に記述した工程表とすること。
また、処分に関わる廃棄処分等の手続きを含めた作業見込みも記載すること。
- (3) 着手前には機器配置図、機器搭載図、機器承諾図、ケーブル系統図、その他関連図面を作成し、担当者の承諾を得ること。
協議により作業日程及び作業方法等を決定し、切り替えに伴う作業計画書（上記図面による他、詳細切り替え工程、リスクを明記した切り替え手順書）を作成すること。
- (4) 電話交換機室内での仮設、新設作業は、既設装置の運用に支障を及ぼさないように原則として、閉庁日の深夜に実施することとし、事前に担当者の承諾を得るものとする。ただし、運用に差し支えない作業については、平日の昼間に実施しても構わない。
- (5) 電話交換機室内の機器設置において、騒音発生のおそれがある工事については閉庁日に実施すること。
- (6) 据付に際しては、耐震計算に基づく施工を行うこと。
- (7) 各機器の設置及び設定後は、その都度動作確認試験を実施し試験成績書を提出すること。
なお、作業完了後の試験調整は担当者立会いのうえで実施すること。
- (8) 本工事は既設機器の撤去・処分を含むものとする。
なお、既設電話交換機の保守期限は令和5年1月31日までの契約であることから、保守期限以降も当該機器を使用する場合は、当該期間分の保守費用は落札者負担とする。
- (9) 納入した電話交換設備等の見えやすい場所に、社名を記載したラベルを貼付すること。

2. 3 ソフト等の設定について

導入する機器及びソフトウェア等について、ソフトウェアインストール及び各種環境設定等の作業は、担当者の承諾後に実施すること。

- (1) 基本 OS を含む各種ソフトウェアは、著作権等を考慮し、必要な本数（ライセンスを含む）を揃えること。
- (2) 導入するハードウェア製品等は、導入時点で動作保証のとれた最新機種を選定すること。
- (3) 導入するソフトウェア製品等は、原則、日本語対応品とし、導入時点で動作保証のとれた最新バージョンを選定すること。
- (4) 機器及びソフトウェア等のユーザー登録など、各製品の手続きを全て行うこと。
- (5) 現用は、INS1500 局線 6 回線を一括にまとめ 1 つのグループ局線として構築を行っているが、更新後は、INS1500 局線を 3 回線の 2 グループに分けて 2 つのグループ局線の構築を行うこと。

なお、グループの区分については、担当者と十分に事前協議を行い決定すること。

※ 必要なソフトウェアの設定

- ・ 電話交換機設備に関する設定
- ・ ネットワーク設定
- ・ プリンタドライバ設定
- ・ その他の必要な設定

2. 4 切り替え作業等について

切り替え作業は、切り替えの作業計画書を事前提出に担当者の承諾後に行うこと。

(1) 切り替え作業について

電話設備は、業務上重要な機器であることから、今回更新する機器に接続替えを行う際の電話交換機の全停止時間は、極力最小時間で行うよう事前に入念な工事計画により実施すること。（※ 全停止時間は 1 時間以内を想定）

また、連携している防災情報システム及び行政情報システムとの接続については、以下のとおり。

(ア) 防災情報（防災中継交換機及び震度情報）システムとの接続

危機管理局管理の既設防災情報システムの運用に支障をきたすことがないように、事前協議を行い必要に応じて保守委託会社立会い確認のもと実施すること。なお、これに発生する費用も本契約に含むものとする。

(イ) 行政情報ネットワークとの接続

デジタル推進課管理の既設行政情報ネットワークの運用に支障をきたすことがない

ように、事前協議を行い必要に応じて保守業者立会い確認のもと実施すること。なお、これに発生する費用も本契約に含むものとする。

(2) 切り替え手順について (参考手順)

(切り替え前)

- (ア) 既設電話交換機横に新設電話交換機の据付スペースを確保。
(現行設備, 保守, 運用に支障がないように行うこととし, スペース確保の為の既設機器移設等については保守業者と協議すること。費用が必要な場合も本契約に含む。)
- (イ) 確保したスペースに新設電話交換機を据付。
- (ウ) 新設電話交換機用の電源取り出し。
- (エ) 既設端子台のMDF固定を解除。
- (オ) MDFに新設電話交換機1次側配線用の端子台を取り付け及び巻き付け。
- (カ) 取り付けた端子台から既設端子台にマルチ配線巻き付け及び断線ペグ取り付け。

(切り替え時)

- (ア) 災害優先電話及び非常用電話を単独電話利用のため仮設配線及び電話機取り付け。
- (イ) 既設通話料金管理装置のデータ退避及び出力。
- (ウ) 新設電話交換機の起動及び断線ペグの撤去により新設電話交換機への運用切り替え。
- (エ) MDF二次側での電話機による番号対照作業による多機能電話機の表示機能確認及び電話機の疎通確認作業。
- (オ) 中継台の着信試験。
- (カ) 新保守コンソール, 新料金管理装置の設置。
- (キ) 切り戻しが発生した場合は, 業務に支障が出ないように速やかに施工を行い, それらに係る費用も本契約に含むものとする。

(切り替え後残作業)

- (ア) 障害自動通報装置の設置。
- (イ) ボイスメール装置の更新設置。FAXメール装置の撤去。
- (ウ) 行政情報ネットワークへの接続, 試験, 運用。
- (エ) 防災中継交換機および震度情報システムへの接続, 試験, 運用。
- (オ) その他。

2. 5 本庁における行政情報ネットワークとの接続

電話交換機室内のVoIP-GW設備において新設するスイッチングHUBの指定されたポートに配線接続を行うこと。

(1) 配線内容

- (ア) 8F電算室から4F電話交換機室までの光ケーブル及びUTPケーブルは既設を流用することとし, 4F電話交換機室に新設するスイッチングHUBに既設UTPケーブル

(カテゴリー5E以上)を接続するものとする。

(イ) 上記ケーブルの両端に行き先を表示すること。

(2) 注意事項

LAN 配線及びスイッチへの接続の詳細については、担当者及びデジタル推進課担当者と協議のうえ、実施すること。

2. 6 既設機器の撤去処分について

機器の廃棄に際して、必要となる各種作業の概要を以下に示す。

作業項目	作業内容
(1) 前提条件	・産業廃棄物の許可を持った業者が行うこと。 ・データ消去された後、排出・廃棄を行うこと。
(2) 作業内容	・産業廃棄物としての手続きを行うこと。 ・廃棄作業を確実にを行うこと。
(3) 作業期限	・廃棄に係るスケジュールを作成し、承諾を受けること。
(4) 提出物	・廃棄した証明書と機器内訳表 (マニフェスト含む)

別紙4 保守（メンテナンス）等について

1. 保守目的

県庁舎構内交換電話設備が、確実かつ適正に稼働するために必要不可欠となるシステム環境を構築することを目的としている。

落札業者は、以下に示す保守内容を厳守するものとする。

なお、詳細な保守点検内容は、別添「県庁舎構内交換電話設備賃貸借一式 保守点検仕様書」を参照のこと。

2. 保守内容

県庁舎構内交換電話設備の機器及びソフトウェアの保守は落札業者が実施する。

機器は常に正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。

保守条件として、有資格者1名を電話交換室に常駐させること。

(1) 障害対応等

- ① 当該システムの導入後に障害等が発生した場合は、業務への支障を最小限に抑え、速やかに原因の究明を行うこと。
- ② 機器の故障・障害に対し、管財課等から連絡や要請があった場合は迅速な復旧への対応を行うこと。

ア. データ漏洩防止

ハードディスクの交換で、不要となったハードディスクに保存されているデータは漏洩しないよう落札業者の責任においてデータの消去またはハードディスクの物理的破壊を行い、このことについて県管財課担当者が行う検査を受け廃棄する。作業完了後、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を管財課に提出すること。

イ. 報告書の提出

作業完了後、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を提出すること。

ウ. 機器の障害

正常な使用を行っているにも関わらず発生した機器障害においても、早急に復旧させること。

ただし以下の1～7について、復旧にかかる費用は、別途協議とする。

1. 天災、火災その他不測の事故による障害
2. 使用者の過失（水漏れ、落下、破壊行為）に起因した障害
3. リース会社に許可なく加工、改造を行ったことに起因した障害

4. 機能に影響のない汚れ、キズ
5. 初期不良を除く消耗品の破損
6. リース機器以外の周辺機器の接続に起因した障害
7. 機器障害に伴うデータの破損

エ. ソフトウェアの障害

契約期間中に発生した障害のうち、OSやソフトウェアの再インストールで復旧する障害については、その作業は落札業者が行うこととする。作業完了後、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を管財課へ提出すること。

- ③ 各種機器の部品交換等については、故障・障害時及びその可能性がある場合には迅速に対応し、部品等の交換を実施すること。
ただし、復旧にかかる費用は、別途協議とする。
- ④ 保守の実施時に必要に応じて県管財課担当者に立会を依頼すること。
- ⑤ 機器及びソフトウェアに関するバグ等の解消については、故障・障害時の対応だけでなく、事前の予測・発見が可能な場合も実施すること。
- ⑥ 当該システムが適切に稼働するよう、機器及びソフトウェアに関するメンテナンスのため年2回の定期（精密）点検を行うこと。また、点検作業終了後は、定期点検報告書等を提出することとする。（令和4年度の定期点検は、設置完成時の点検において定期点検報告書と同様の報告書を提出することで点検実施とする。）
なお、定期点検中に異常を発見した場合は、直ちに管財課に報告し、指示を受けるものとする。

(2) その他

- ① 保守に必要な物品および作業等に係る経費については、落札業者の負担とする。
- ② 機器導入完了後、速やかに取扱説明を実施すること。
取扱説明に要する費用は落札業者の負担とする。
- ③ 点検業務を実施する際は、安全管理に心がけ、作業終了時は清掃を行うこと。
- ④ 交換機更新後において、初めての県庁舎受変電設備精密点検時（停電・復電作業あり）は、立ち会いを行うこと。また、次年度以降の同点検については、必要に応じて立ち会いを実施すること。
なお、令和4年度の県庁舎受変電設備精密点検は、2月初旬予定を予定している。

3. 保守等の体制

(1) 保守等に関する拠点について

本システムが円滑に運用されるよう、前項に示された内容に対し、迅速且つ確実に誠意をもって対応できる拠点を設け実施すること。

(落札業者は、故障・障害等の事態に対応する保守拠点、連絡網等を明示した体制図を作成し、提出すること。)

(2) メンテナンスに関する対応等

予定したスケジュールどおり、確実に実施するため、システム全体のボリュームを勘案し、それらの業務に対応可能な技術者の人数、技術スキル及び各種能力、期間を設定するとともに、日常／緊急時等の連絡網の整備やその他関連する事項等を明確にして体制を組むこと。

県庁舎構内交換電話設備賃貸借一式 保守点検仕様書

(総 則)

- 1 この特記仕様書は、電話交換機及び付属設備並びに電話機、構内配線等（以下「構内交換電話設備」という。）の保守点検業務に適用する。

(目 的)

- 2 電気通信事業法及び端末設備規則等の規定に基づき、日常の保守点検及び機器の監視並びに障害修理等を行い構内交換電話設備を適正に管理し、その機能を完全に維持するほか、委託者（以下「甲」という。）関係機関及び西日本電信電話株式会社等が設置する情報・通信設備との必要な連絡調整を行い、電気通信の円滑かつ効率的な運用を図るものとする。

(電話技術員)

- 3 落札者（以下「乙」という。）は、電気通信事業法に基づく工事担任者資格の総合通信または、A I・DD総合種の資格を有し、デジタル電子交換機の保守経験が5年以上の者1名を電話技術員として配置するものとする。

なお、電話技術員を変更する場合は、事前に承諾を得なければならない。

(勤務体制)

- 4 電話技術員は、下記(1)～(3)に規定する開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで行政庁舎4階の電話交換機室（保守員室）に駐在し、保守業務を行うこと。

なお、乙は電話技術員が休暇等により駐在できない場合は、代理の電話技術員を派遣しなければならない。

(1) 週の開庁日うち3日間は、電話交換機室に駐在し、保守業務を行うこと。

(2) 毎月第3週は、週間のトラフィック計測を行うものとするが、第3週が祝日等により5日間に満たないときは、その前後の週に実施すること。

なお、トラフィック計測を行う週の開庁日（5日間）は、電話交換機室に駐在し、保守業務を行うこと。

(3) 借入開始日から3か月間までの開庁日について、電話技術員は、電話交換機室に毎日駐在し、保守業務を行うこと。

(委託業務計画書)

- 5 乙は契約締結後、速やかに保守計画及び電話技術員名簿並びに点検報告様式を記載した委託業務計画書を提出すること。

また、月末には翌月の出勤予定表を提出すること。

(報告及び終了届)

- 6 電話技術員は、実施した保守管理業務の内容を作業報告書等に記録し、当日勤務終了後に担当者に提出し、毎月の業務終了後には業務終了届を提出するものとする。

(保守対象)

- 7 保守対象となる構内交換電話設備の概要は別表(1)とし、各機器の保守点検項目は別表(2)のとおりとする。また、電話機及び構内配線に障害が生じた場合の修理及び改修のほか、軽微な移設も含むものとする。

ただし、別表(2)に明記されていない事項であっても、保守業務の性質上、当然必要と考えられるものは実施しなければならない。

なお、組織機構改正に伴って点検対象電話機数に増減が生じた場合でも、原則として落札後の設計金額調整及び賃借料変更等は行わない。

(軽微な作業)

- 8 乙は、保守点検対象である別表(1)の機器において、業務上必要とされる軽微な作業(移設等)を行うこと。ここでいう軽微な作業とは、新たな材料等を使用せず、常駐勤務内で短時間及び容易に行える作業のことをいう。

(故障等への対応)

- 9 電話交換設備について、故障・障害発生時及びその可能性が見込まれる場合には、早急に部品交換等の修理又は代替機による運用等により対応すること。

(連絡調整)

- 10 定期点検を実施する場合には、事前に担当者に連絡してから行うものとし、点検及び障害修理のため、構内交換電話設備の機能を停止する必要がある場合は、事前に担当職員の承諾を得なければならない。

(勤務時間外対応)

- 11 乙は、勤務時間外及び休日に障害自動通報装置により故障発生の通知を受けた場合は、直ちに電話技術員を出勤させ、故障の状況を把握した後、担当者に連絡し、故障の復旧を図らねばならない。

なお、故障原因が軽微で、直ちに復旧し、再発の恐れのない場合は、電話技術員の判断により、翌勤務日に担当者に連絡して差し支えないものとする。

(その他の業務内容)

- 12 付属設備等に係る下記業務は契約金額に含むものとする。
- (1) 内線電話機、直通電話機及びファックス、通信端末機器用配線に障害が発生した場合の修理、改修。
 - (2) 電話引き出しコード立ち上げ位置不良及び絶縁不良の改修。ただし、主配線盤から中間配線盤のケーブルは除く。
 - (3) 甲の関係機関及び西日本電信電話株式会社等の設置する情報・通信設備の回線等に故障が発生した場合の連絡及び回線試験等の処置並びに新規加入、移転等に係る連絡調整、回線接続、撤去等の処置。
 - (4) 料金管理装置による通話料金明細の打ち出し。
 - (5) 配線管理装置による電話機及び構内配線並びに機器配置図等の管理。
 - (6) 多機能電話機のデータ設定、変更及び使用方法の指導。
 - (7) 同報装置のデータ設定、変更並びに使用方法の指導。
 - (8) MDF盤から2次配線の管理、不具合時等の調査及び対応。
 - (9) 中継台や内線電話機など機器使用方法について、職員への操作・説明及び指導。

(経費負担)

- 13 保守業務に要する資材のうち、下記内容は乙の負担とし、他の資材については甲の負担とする。
- (1) 交換機及び付属機器、中継台のヒューズ、ランプ類。
 - (2) 電源装置のヒューズ、ランプ類。

- (3) 本配線盤及び中間配線盤のジャンパ線。
- (4) 配線ケーブル、ワイヤープロテクター及び付属品、ビニールテープ、両面テープ。
- (5) 保守点検及び障害修理等の報告用紙、ウエス、機器注油用油脂類、保守用工具、測定器具類及び消耗品（プリンター用紙、トナー等）。ただし、交換機器付属の工具及び試験測定器具は除く。

（書類整備）

- 14 乙は、保守業務に必要とする電話番号表、線路番号表、端子番号表、幹線系統図、電話機配置図等を配線管理装置その他に記録し、常に整備しておくものとする。

（在庫管理）

- 15 電話技術員は、甲より支給される保守用資材の在庫量を把握し、資材に不足を生じないように管理するものとする。

（保守用回線）

- 16 保守管理業務に必要な局線及び内線電話は甲が整備し、保守点検業務上必要な通話料は甲が負担する。

（電話番号管理）

- 17 毎年、年間のある一定期間において、会議室等を一時的に執務室として利用（定期的な期間業務）していることから、電話機及びFAX機の番号を例年同じ電話番号（予備番号）を設定しているのので、新設電話に番号を設定する際は、予備番号を除くこと。

別表（1）

保守対象構内交換電話設備

交換機設置場所 行政庁舎4階
 電話機等設置場所 行政庁舎・議会庁舎及び駐車場

機器名称	設備の概要	数量	備考
(更新機器) 電話交換機	局線実装 / 内線実装	1式	
(更新機器) 内線電話機	多機能電話機 / 一般電話機	1式	(直通電話機含む)
構内配線等	内線電話機配線 直通電話機配線 ファックス及びパソコン等端末機配線	1式	2重床内ケーブル・アウトレットボックス及び引出しコード(モジュラージャック付)
(更新機器) V o I P 装置	サーバー装置 / ゲートウェイ装置	1式	
(更新機器) 中継台	据置形 5式	1式	
(更新機器) 通話録音装置		1式	(内蔵可)
(更新機器) ボイスメール装置	パソコン 1式 プリンター 1台	1式	
(更新機器) 保守コンソール	パソコン 1台 プリンター 1台	1式	
(更新機器) 配線管理装置	パソコン 1台 プリンター 1台	1式	
(更新機器) 通話料金管理装置	パソコン 1台 プリンター 1台	1式	
(更新機器) 障害自動通報装置		1式	
主配線盤	切り分けモジュール端子 22, 500対	1式	
中間配線盤	切り分けモジュール端子 (行政棟及び議会棟)	91面	
電源装置	整流器 / 蓄電池	1式	
(更新機器) 警報表示盤		1式	
(更新機器) 音声応答転送装置		1式	
(更新機器) 外部保留音送出装置		1式	
(更新機器) 夜間応答装置	5回線用	1式	

別表（２）

点検項目及び基準

※交換機の点検は電話技術員の県庁舎常駐日に適宜実施。

（令和４年度は、借入開始後において日常点検及び月点検のみを行う。）

装置名等		点検・試験項目	基準	備考	
電 話 交 換 機	中央制御装置	1式	外観点検	日常	システム監視
	システム制御装置		各種機能動作試験	月1回	局、内線データの変更(必要の都度)
	データ制御装置	自動切り替え試験			
	記憶装置	ファイルの確認			
	局データバックアップ	1式	局データのデータ出力保存	年4回	
	実装パッケージ	1式	外観点検	日常	
	保管パッケージ	1式	各種機能動作試験	日常	機械による自動試験
機	信号装置	1式	各種機能動作試験	年2回	機械による自動試験
	各架警報表示	1式	各種可聴信号音の確認	月1回	
	障害表示	1式	各種警報動作試験	月1回	
			パッケージの障害表示の確認 アラーム種別の確認 システムアラーム表示の確認	年2回	疑似障害による 警報試験
付 属 装 置	ボイスメール装置	1式	外観点検、各種機能動作試験	日常	ボイスメールの 宛先データの保存
	保守コンソール	1式	精密点検	年2回	
			各種機能動作試験 ディスプレイ表示の確認 プリンター印字状態確認	月1回	トラフィックデータ打ち出し 月1回 データ入力、変更は必要な都度
	通話料金管理装置	1式	精密点検	年2回	
			課金メータのデータバックアップ データ入力、変更は必要な都度	年2回	通話料金データ 打ち出し月1回
	音声応答転送装置	1式	応答機能確認	月1回	
	障害自動通報装置	1式	自動通報機能試験	月1回	
	V o I P 装置	1式	外観点検	月1回	
			運転状態確認		
	外部保留音送出装置	1式	外観点検、外部保留音確認	月1回	
通話録音装置	1式	外観点検、各種機能動作試験	月1回		
夜間応答装置	1式	外観点検、各種機能動作試験	月1回		
警報表示盤	1式	外観点検、各種機能動作試験	月1回		
配線管理装置	1式	外観点検、各種機能動作試験	月1回		
		機器精密点検	年2回		
中 継 台	中 継 台	5式	外観点検	日常	
			キー動作、表示試験 局線発着信及び内線接続試験 サービス機能試験	年2回	
電 源 装 置	整 流 器 蓄 電 池	1式	外観点検	日常	
			運転状態確認 入出力電圧、電流測定		
			警報試験 蓄電池配線端子接続点検	月1回	

装 置 名 等		点 検 ・ 試 験 項 目	基 準	備 考
構 内	主 配 線 盤 (M D F)	1 式	外観点検	日 常
	中 間 配 線 盤 (I D F)	91面	外観点検	日 常
	内 線 電 話 機 直 通 電 話 機	1 式	外観点検	適 宜
	配 線	1 式	外観点検	適 宜
清	交換機架内, 外部 中継台内, 外部 付属設備内, 外部 電源装置内, 外部	1 式		適 宜
掃	機 械 室 等 の 床			日 常
	予備品, 工具		員数点検, 整頓	適 宜

別紙5 機能等証明書について

1. 機能等証明書は、納入しようとする物品が別紙2「機器仕様について」に示す項目を満たすことを証明するものである。

2. 提出する書類は、様式1に示す様式によるものとし、様式2に示す「納入機器等構成表」及び様式3に示す「仕様内容回答書」を添付すること。

「仕様内容回答書」の作成にあたっては、別紙2「機器仕様について」に示す電話交換機及び付帯機器仕様の各項目について、仕様を満たしているか回答欄に○または×を記入し、必要に応じて補足説明を行うとともに、各項目の内容を確認できる資料等（製品等の仕様書、カタログ等）を添付すること。

なお、様式3「仕様内容回答書」3その他については、以下の資料を添付すること。

(1) 保守体制表は、保守業者により行う保守業務体制のほか、関係する事業所及び住所、人員数、その他必要な保守等に係る連絡体図等も併せて記載し提出すること。

(2) 作業工程表は、機器更新作業における作業ステップを記入した工程表（別表「現場作業ステップ工程表」参考のこと）を添付すること。

(3) 整備時における監理を行う技術者について選任し、資格証の写しを添付すること。

(4) 当県庁設備と同程度（内線数2000回線程度）の施工実績証明を添付すること。

(5) 納入完了時における電話交換機室内の機器配置図は、納入完了時の室内の機器配置図（新設機器と存置した既設機器を配置した図面）を添付すること。

(6) 保守点検業務における電話技術員について選任し、資格証の写し及びデジタル電子交換機の保守経験が5年以上である実績示す書類（様式任意）を添付すること。

3. 添付資料は、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）、A4版とし、各項目に「資料No.」インデックスを付して紙ファイル等に綴じて提出すること。

また、添付資料の中で特に重要とされる箇所などには、マーカー、○囲み等によりわかりやすく表示を行うこと。

4. 機能等証明書の提出期限は、令和4年6月14日（火）午後3時とする。

なお、提出された機能等証明書について不備が認められたときは、受付しない（郵送等による場合は返送します。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

* ファイル等の取り外しが容易なものに綴じること。

* 項目毎にインデックスを付ける



様式 1

令和 年 月 日

鹿児島県知事
塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

機能等証明書

県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式に係る入札に関し、下記のとおり要求仕様書を満たすことを証明します。

なお、機能等証明書に示した以外の項目であっても、要求仕様書のすべての事項を満たすことを証明します。

記

1 納入しようとする機器の構成

様式 2 「納入機器等構成表」のとおり

2 要求仕様書

様式 3 「仕様内容回答書」のとおり

様式3 仕様内容回答書 (詳細は要求仕様書を参照し確認すること。)

1 基本事項

仕 様 内 訳	回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
設置する設備機器は、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料等を提出すること。			
電話交換機は、現行品(販売終息品でないもの)とし、賃貸借期間終了までメーカーの保守サポート(部品・修理対応)を受けることができるものとする。			

2 機器仕様

仕 様 内 訳	回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
1 電話交換機			
1.基本仕様			
(1)トラフィック条件	基準内線呼量 6.0HCS以上		
(2)制御方式	蓄積プログラム制御方式		
(3)処理方式	分散制御方式		
(4)通話路方式	TDスイッチ接続 時分割PCM方式 IPスイッチ接続 RTP:G711, G729a		
(5)冗長構成	二重化(電源部・制御部)		
(6)本体構造方式	自立キャビネット形式固定架構造		
(7)保守コンソール方式	パソコンを使用したコンソール方式		
(8)使用端末	多機能電話機 多機能電話機(停電対応品) 一般電話機 アナログ回線端末		
(既設配線流用)			
(9)電源装置(既設流用)	整流器 出力 DC48V (交換機本体との接続可能か。)		
(10)ダイヤル条件	回転ダイヤル PB信号 0~9 , * , # 但し, * , #に於いてはダイヤルによるトランク補足が可能であること。		
(11) 線路条件	既設電話機の線路条件による ・接続線数/1端末 1ペア(2W)/端末(DP,PB電話機とも) ・最大ループ抵抗値 DP電話機1200Ω以下 PB電話機800Ω以下(電話機抵抗含む) ・最低絶縁抵抗値 20KΩ以上 (DP,PB電話機とも) ・ダイヤル条件 DP 10/20pps PB PB信号		
(12)局線線路条件	局交換機の条件に従う		
2.環境条件			

仕 様 内 訳		回答 ○or×	補 足 説 明	資料No																																				
(1) 温湿度条件	(ア) 温度条件 5～40℃ (イ) 湿度条件 20～80%RH(非結露)																																							
(2) 電源条件	交換機電源 直流-43V～-56V																																							
(3) 耐震強度	主要装置単体として震度6相当以上の耐震強度を有すること																																							
(4) 冷却方式	強制空冷																																							
3.番号計画																																								
	既設交換機に準じる																																							
4.収容回線数																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回線種別</th> <th>現用</th> <th>実装</th> <th>最大容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(局線回路)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4000回線以上</td> </tr> <tr> <td>INS1500</td> <td>8回線</td> <td>12回線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>アナログ局線</td> <td>60回線</td> <td>80回線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(内線回路)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14000回線以上</td> </tr> <tr> <td>アナログ内線</td> <td>489回線</td> <td>640回線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>デジタル内線</td> <td>2096回線</td> <td>2500回線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(中継線回路等)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>デジタル中継線</td> <td>270回線</td> <td>330回線</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	回線種別	現用	実装	最大容量	(局線回路)	-	-	4000回線以上	INS1500	8回線	12回線	-	アナログ局線	60回線	80回線	-	(内線回路)	-	-	14000回線以上	アナログ内線	489回線	640回線	-	デジタル内線	2096回線	2500回線	-	(中継線回路等)	-	-	-	デジタル中継線	270回線	330回線	-			
回線種別	現用	実装	最大容量																																					
(局線回路)	-	-	4000回線以上																																					
INS1500	8回線	12回線	-																																					
アナログ局線	60回線	80回線	-																																					
(内線回路)	-	-	14000回線以上																																					
アナログ内線	489回線	640回線	-																																					
デジタル内線	2096回線	2500回線	-																																					
(中継線回路等)	-	-	-																																					
デジタル中継線	270回線	330回線	-																																					
5.インターフェース条件																																								
(1) デジタル内線(多機能電話機)	内線(デジタル)及び仮想内線制御を行う操作部との接続																																							
(2) アナログ内線(一般電話機)	内線(アナログ)との接続																																							
(3) 2Mデジタルインタフェース	既設県防災行政無線用中継交換機との接続 既設行政情報ネットワークとの接続 TTC標準 JJ-20.10, 20.11, 20.12に準拠																																							
6.その他交換機内収容																																								
機器(必要数)	(1) 夜間切り替え用品 (2) ミキサートランク用品 中継台接続用 (3) サービストラック用品 スピーカペーシング, トーキー, 通話録音用 (4) デジタルトーキートランク用品 話中, 空き内線ダイヤル時, 中継線 / 局線話中時アナウンス用 (5) システム監視制御用品 システムの状態表示の外部表示用 (6) 話中表示インターフェース用品 アラーム情報の外部出力用																																							
7.ソフトウェア																																								
(1) OS	基本制御プログラム (※定期的な更新(アップグレード費等)が必要としないシステムであること。)																																							

仕 様 内 訳	回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
(2) 基本サービス	<p>内線14000回線以上を制御可能であること</p> <p>(ア)基本サービス条件 転送保留, 内線代表(グループ数任意), ピックアップ(グループ数任意) 可変短縮ダイヤル(20宛先以上/内線), 固定短縮ダイヤル(1000宛先/システム)を含む電話サービスを提供可能なこと。</p> <p>(イ)その他一般機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内線代表(着信呼種別)着信呼により, 代表機能を実行可否の設定ができること ・ピックアップ応答において, 特番操作による応答の規制ができること ・通話中内線のグループ内へのフッキング+特番にて転送ができること ・送受話器をあげるだけで中継線経由で特定多局内線を呼出ができること ・相手内線話中時に任意の1数字ダイヤルで他内線を呼出ができること ・内線, 局線, 中継線通話中内線に, フッキング+特番で割込みができること ・指定された内線呼の日時, 発側の情報を通話課金装置の機能を利用し取得ができること ・LAN接続(FTP等)を利用したシステムファイルのローディング, 運転ファイルバックアップ, 掃出しファイルの転送ができること <p>(ウ)幹部秘書電話サービス 秘書(1台)から幹部(1台または複数)間の電話取次, 転送サービスを提供 (電話機登録台数 100台)</p> <p>(エ)LCRサービス NCC網への各種アクセスサービス</p> <p>(オ)二重化運転制御サービス 交換機本体装置冗長化用</p> <p>(カ)IP制御サービス GW等IP制御用</p> <p>(キ)ISDN統合サービス 局線・内線・中継線サービス用 ISDN基本サービス, ISDN中継線機能含む</p> <p>(ク)システムコンソールサービス システムコンソール接続用</p> <p>(ケ)課金管理サービス 通話料金管理装置用 詳細課金サービス, 管理情報出力サービス機能含む</p>		
8.中継線サービス仕様	トールダイヤル接続		
(1) 防災中継交換機経由	新設電話交換機(PBX)収容内線(ファクシミリを含む)より, 各地域振興局及び支庁の防災無線中継交換機に収容される防災専用電話機, 統制台, 副統制台, 全県移動統制台(移動無線基地局)を多重無線回線, 衛星回線を使用して相互接続できること。		
(2) VoIP音声ネットワーク	新設電話交換機(PBX)収容内線(ファクシミリを含む)より, 音声ネットワーク配下の地域振興局内交換機の内線と相互接続できること。		

仕 様 内 訳		回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
	9. 通話料金管理機能			
			新設電話交換機に接続する通話料金管理装置により庁内内線の局線及び中継線の利用状態を内線単位、グループ、課、部単位にて集計、出力できること。	
2.1 電話機	多機能電話機		多機能ボタン可変18以上、固定機能ボタン4以上 ディスプレイ表示は全角20文字以上 着信及び発信履歴表示 納入時、短縮ダイヤルなどの登録を行うこと	
	多機能電話機(停電用)		上記多機能電話機機能 及び 停電対応機能	
	一般電話機		PB信号を送信できること	
2.2 警報表示盤	警報表示数		4灯式以上	
	警報表示項目		障害発生時には、重障害(MJ)と軽障害(MN)他障害発生及び発生部位を示す表示を行うと共にブザーも鳴動させること。キー操作でブザー音を停止できること。	
2.3 中継台	構造		デスクトップ型FAパソコン(24時間モデル)または専用筐体	
	機能		(ア)完全着信順応答	
			(イ)即時依頼発信	
			(ウ)キャンプオンビジー	
			(エ)内線話中割り込み	
			(オ)局線指定接続	
			(カ)台間転送・連絡	
			(キ)オートリコール	
			(ク)通話料金表示	
			(ケ)積滞呼表示	
			(コ)内線群の話中状況のディスプレイ表示機能	
			(サ)内線番号表示	
			(シ)局線番号表示	
			(ス)通話録音がどの中継台からでも可能	
			(セ)リセットシフトコール	
			(リ)ハウラ音手動送出機能	
		(タ)ページング機能対応		
その他		ヘッドセット、付属品一式含む PC中継台の場合のみ 別途機材(ディスプレイ、キーボード、マウス等)含む。		

仕 様 内 訳		回答 ○ or ×	補 足 説 明	資料No
2.4 通話料金管理装置	構造	デスクトップ型FA/パソコン(24時間モデル) OS:Windows 10 IoT Enterprise 2019 LTSC(64bit), CPU:インテルプロセッサー3.6GHz以上, メモリ:8GB以上, ストレージ:SSD 256GB (RAID1)以上		
	機能	新設電話交換機に収容する局線, 中継線回線の利用状況を3年以上蓄積可能とし, 回線方路毎に月報, 年報等指定する期間で集計可能とし, 外部メディア(CD, DVD等)に保存可能なものとする。		
	その他	ソフトウェア, ディスプレイ, キーボード, マウス, 出力用ページプリンタ等含む。		
2.5. ホイスメール装置	構造	サーバー及びデスクトップ型パソコン		
	機能	(ア)一斉同報機能(音声)		
		(イ)自動受信・音声応答機能		
		(ウ)デジタルデータ(CSVファイル等)へのファイル変換機能		
		(エ)ナンバーディスプレイ受信が可能であること		
		(オ)一斉同報時, グループ分け登録/変更が可能		
		(カ)相手先データ管理機能		
		(キ)ダイヤルインによる受信データ振り分けが可能であること		
		(ク)庁舎内所属課(16課以上)		
(ケ)音声同報・・・24グループ340宛先以上				
その他	回線接続機器, ソフトウェア, ディスプレイ, キーボード, マウス, 出力用ページプリンタ等 含む。			
2.6 配線管理装置	構造	デスクトップ型パソコン OS:Windows 10 Pro(64bit), CPU:インテルプロセッサー3.0GHz以上, メモリ:8GB以上, ストレージ:SSD 256GB以上, Microsoft Office Professional		
	機能	(ア)端子盤台帳管理 (イ)構内側MDF管理 (ウ)局側MDF管理 (エ)PBX in 側管理 (オ)PBX out 側管理 (カ)執務室内(ゾーンボックス)の配線位置図		
	その他	ソフトウェア, ディスプレイ, キーボード, マウス, 出力用ページプリンタ等 含む。		

仕 様 内 訳		回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
2.7 保守コンソール装置	構造	ノート型パソコン		
	機能	(ア)局データ管理		
		(イ)サービスデータ管理		
		(ウ)トランクメイクビジー		
		(エ)障害データ出力		
		(オ)簡易トラフィック測定(方路指定, 時間指定の利用回数測定)		
		(カ)稼動状態出力		
その他	ソフトウェア, マウス, 出力用ページプリンタ等含む。			
2.8 通話録音装置	構造	専用筐体または, PC中継台内蔵可		
	機能	中継台で利用するアナログ局線60回線を収容可能とし, 中継台における通話を自動録音する。録音されたデータは, 検索が再生可能なものとし, DVD等によるデータのバックアップ, 保存が可能であるものとする。 なお, PC中継台利用時は, PC中継台の機能を利用し, 音声データサーバーを別途設置し, 録音装置とすることができる。		
2.9 障害自動通報装置	構造	専用筐体(24時間稼働できること)		
	機能	(ア)新設電話交換機障害発生時に登録された庁内内線及び外線, 携帯電話回線, メール等を通報する。		
		(イ) 障害の受信ログ及び通報のログ, 応答状況のログの収集及び出力が可能であること。 (ウ) 外線発信を1回線以上できるものとする。		
2.10 外部保留音送出装置	構造	専用筐体(24時間稼働できること)		
	機能	新設電話交換機本体の外部保留音接続用品と接続し, 県独自の保留音を保留に送出する。		
2.11 音声応答転送装置	構造	専用筐体(24時間稼働できること)		
	機能	(ア)電話交換機本体と接続し, 中継台が対応できるまでの間, 音声案内ができること。 (イ) 事前に作成した案内メッセージで自動応答, パソコンによるメッセージ登録/切り替えやタイマー登録が可能であり, 回線使用状況を自動集計, また, パソコンにてリアルタイムに確認ができること。 (ウ) 同時に20回線以上を自動応答できるものとする。		
2.12 夜間応答装置	構造	専用筐体(24時間稼働できること)		
	機能	(ア) 閉庁後の代表電話番号の着信に自動応答し県独自のメッセージを発信者へ送出する。 (イ) 同時に5回線以上を自動応答できるものとする。 (複数台の機器構成で同時に5回線以上を自動応答できる場合も可とする)		
		その他	(ウ)メッセージの作成・変更、自動応答設定を含む	

仕 様 内 訳		回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
2.13 スイッチングHUB	構造	16ポートスイッチングHUB(電源内蔵型)		
	機能	通話料金管理装置及び保守コンソール接続用, VoIP装置用		
	その他	取り付け金具等含む		
2.14 VoIPサーバー	構造	ラック搭載型		
	機能	局線数450回線, 総内線数450回線収容, SIP電話機(SSシリーズ)対応 内線トラフィック容量6.0HCS		
	その他	強制空冷, 長寿命ファン, 付金具等含む		
2.15 VoIPゲートウェイ装置	構造	ラック搭載型		
	機能	VoIP(SIP, G.711 μ -Law / G.729A, G3 / スーパーG3, T.38), 音声30 チャンネル		
	その他	D-sub15pin(JJ-20.11/12 TTC-2M), D-sub9pin(RS-232C), LAN(100BASE-TX), 取り付け金具等含む		
2.16 MDF用品	構造	8対切分モジュール(押し切り方式による端子台)		
	機能	既設MDF端子台に設置し, 既設交換機の2次側と新設電話交換機間 にジャンパー敷設し, 断線ベグにより, 既設交換機と新設電話交換機 間の輻輳を防ぐ。 既設交換機より新設電話交換機への切り替え時 に, 断線ベグを解除することにより, 新設電話交換機の運用を開始す る。		

3 その他

仕 様 内 訳	回答 ○or×	補 足 説 明	資料No
(1) 保守体制表			
(2) 作業工程表			
(3) 監理を行う技術者の資格証			
(4) 施工実績証明			
(5) 納入完了時における電話交換機室内の機器配置図			
(6) 保守点検業務における電話技術員の資格証及び保守実績証明			

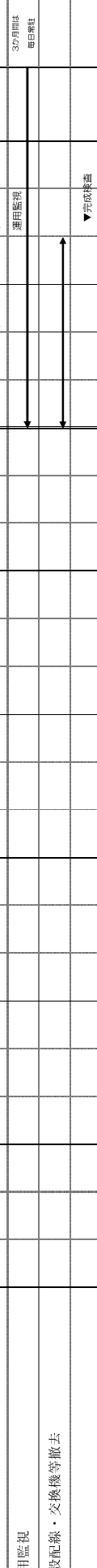
現場作業ステップ工程表

名称 : 県庁舎権内交換電話設備の賃貸借

条件

- ・既存設備の運用に支障が無いように、更新準備・調査を行ない新設機器に更新すること。
- ・機種更新は、通信量が少ない日時とし極力短時間で行うこと。なお、休祝日においても各所属の事由により電話設備を利用されることを想定している。

区分	令和4年				令和5年				備考	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
【参考工程表】										
契約/仕様確認・打ち合わせ	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
材料承認・機器手配	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム確認・現地調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
機器製造製作・部材手配	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
機器搬入(交換機本体)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
機器固定・耐震作業	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
配線工事	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
MDF成端作業	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ジャンパー仮設作業	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
交換機器データ構築	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
交換機・単体試験・調整	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
中継台設置・調整	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
中継台操作教育	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
事前回線確認試験	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
交換機本体切替・通話試験	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
電話機取替	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム設計 (VOIP-GW)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム構築 (VOIP-GW)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
VoIP-GW 切替・通話試験	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム設計 (配線管理システム)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム構築 (配線管理システム)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム設計 (ボイスメール他)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
システム構築 (ボイスメール他)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
その他付帯設備切替・試験 (防災交換機・地震端末)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
図書作成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
運用監視	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
既設配線・交換機等撤去	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→



契 約 書 (案)

賃 貸 借 契 約 書

鹿児島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県庁舎構内交換電話設備（以下「装置等」という。）の賃貸借一式に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、装置等の賃貸を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

（1）品名及び数量

県庁舎構内交換電話設備賃貸借一式

※内訳は別紙「装置等内訳」のとおり

（2）賃借料 一金

円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 一金

円也）

（3）納入期限

令和5年2月17日

（4）契約期間

令和5年3月1日から令和12年2月28日までとする。

（5）納入場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

（6）契約保証金

（装置等の納入及び検査）

第3条 乙は、装置等を前条の納入期限までに前条の納入場所に、甲の指示に従って納入しなければならない。

2 乙は、全ての装置等の納入を終了したときは、遅滞なく、甲に対して納入終了届を提出しなければならない。

3 甲は、前項の納入終了届を受領したときは、その日から7日以内に、乙又はその代理人の立ち会いのもとに、装置等の納入の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

6 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、装置等を甲に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第4条 前条第6項の引き渡しの日から起算して3か月以内に装置等の契約不適合が判明した場合には、乙は、甲の指定する期限までに補修しなければならない。

（賃借料の支払）

第5条 乙は、賃借料の月割額 円をその月の翌月以降に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受領したときは、その日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{第1項の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

（納入遅延に対する遅延利息）

第6条 乙がその責めに帰すべき理由により納入期限までに装置等の納入を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、契約期間の開始日から装置等の納入を完了した日までの日数に応じ、賃借料の金額に年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額

を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第7条 甲がその責めに帰すべき理由により第5条第2項に規定する期間内に賃借料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対し遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ、未払賃借料の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額(その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りではない。

(装置等の保守)

第9条 乙は、装置等を常に正常に使用できるよう、装置等の保守点検を行うものとする。

2 乙は、装置等の交換部品の供給が必要となった場合及び故障が発生した場合は速やかに必要な補充または補修等を行うこと。

3 部品交換、装置修理及び作業に伴う交通費等保守に係るすべての経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によりその必要が生じた場合は、この限りでない。

4 その他詳細な保守内容については、甲乙協議するものとする。

(装置等の変更等)

第10条 甲は、装置等の一部を変更し、返還し、追加し、又は装置等を取り替える必要が生じた場合は、あらかじめ文書をもって乙に通知するものとする。

(使用場所の変更)

第11条 甲は、借り受けた機器を移動する場合は、これに要する費用は甲が負担するものとする。

(善管義務)

第12条 甲は、装置等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(保険)

第13条 乙は、装置等につき乙所定の損害保険に付するものとし、その費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、この契約に係る調達の手続に関して、苦情の申立てがなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたときは、契約を解除することができる。

2 甲は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額についてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙又は甲に通知し、この契約を解除することができる。

4 乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)であると認められるとき。

(イ) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。))を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者(以下この号において「法人役員等」という。)、法人格を有しない団体(以下この号において「役員等」という。))にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が、鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められるとき。
- (ク) 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(キ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (ケ) 乙が、(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ク)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 5 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、賃借料の額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 甲の故意又は重大な過失により装置等に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき、又は受領する見込みがあるときは、当該保険金受領額又は受領見込額については、甲に請求しないものとする。

(立入権)

第16条 乙は、装置等の搬入又は保守等のために装置等の設置場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(費用の負担)

第17条 この契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(所有権の移転)

第18条 第2条第1項(1)に掲げる装置等の所有権は、同条同項(4)に掲げる契約期間終了後、鹿児島県に帰属するものとする。

(契約に関する紛争等の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、業務上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項(特定個人情報用)」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 鹿児島県
契約担当者

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田 康一 印

(乙)

印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

入札保証金納付書

入札保証金納付書

第 号

一金

ただし、県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式に係る入札保証金

現金
その他 (証券名
記名番号
額面金額)

上記のとおり納付します。
令和 年 月 日

契約担当者
鹿児島県知事 塩田 康一 殿

納入者 住所
氏名 印

歳入徴収者		出納員等	
-------	--	------	--

----- (切取線) -----

入札保証金領収書

第 号

一金

ただし、県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式に係る入札保証金

現金
その他 (証券名
記名番号
額面金額)

上記のとおり領収しました。
令和 年 月 日

氏名 印
取扱者 印

殿

入札保証金還付請求書

第 号

一金

ただし、県庁舎構内交換電話設備賃貸借 一式に係る入札保証金

現金

その他 (証券名
記名番号
額面金額)

上記の入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

契約担当者
鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
氏名 印

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

出納員等
殿

住所
氏名 印